

各務原市保育施設の利用調整に関する要綱

(平成30年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第73条第1項により読み替えられた同法第24条第3項の規定に基づき、各務原市内の保育所、認定こども園又は地域型保育事業（以下「保育施設」という。）の利用に係る入所の調整（以下「利用調整」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において使用する用語の例による。

(利用調整の実施)

第3条 市長は、利用を希望する保育施設の申込みに係る児童の数が当該保育施設の定員を超えることとなる等の理由により、当該児童全員の入所を承諾できない場合は、利用調整を行う。

(利用調整の方法)

第4条 利用調整は、保育施設への入所を希望する初日を基準日として別表第1に定める区分の優先順位に従い、行うものとする。この場合において、優先順位が同一であるときは、別表第2及び別表第3に定めるところにより算定した点数の高い方を優先する。

2 年度当初の利用の申込みに係る利用調整を行う場合において、利用の申込みに係る年度の前年度の市長が定める日において保育施設に入所している児童で引き続き当該保育施設の利用を希望するものがあるときは、当該児童については、前項の規定にかかわらず、新規に入所を申し込む児童よりも優先して利用調整を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同年5月以後の入所に係る申込みから適用する。

附 則（令和2年9月30日決裁）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市保育施設の利用調整に関する要綱の規定は、令和3年4月以後

の入所に係る申込みから適用する。

附 則（令和3年9月30日決裁）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市保育施設の利用調整に関する要綱の規定は、令和4年4月以後の入所に係る申込みについて適用し、同年3月までの入所に係る申込みについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月13日決裁）

- 1 この要綱は、令和5年8月21日から施行する。
- 2 改正後の各務原市保育施設の利用調整に関する要綱の規定は、令和5年10月以後の入所に係る申込みについて適用し、同年9月までの入所に係る申込みについては、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

ランク表

区分	保育が必要な事由	ランク
1	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	A
2	児童福祉の観点から市長が特に保育の必要性が高いと認める場合	A
3	保護者が労働している場合（内職を除く。）	B
4	保護者が妊娠中又は出産後間がなく児童の保育ができない場合	B
5	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合	B
6	同居の親族を介護し、又は看護している場合	B
7	保護者が就学している場合	B
8	主たる生計維持者が求職活動（起業の準備を含む。）を行っている場合	C
9	保護者が内職をしている場合	D
10	主たる生計維持者以外の者が求職活動（起業の準備を含む。）を行っている場合	E
11	保育者の育児休業が終了する場合（希望する保育施設への入所ができない場合に育児休業の延長を許容することができる場合に限る。）	F

備考

- 1 ランクは、Aから順に優先順位が高いものとする。
- 2 同一の保護者について該当する区分が複数ある場合は、高いランクに該当する区分を適用する。
- 3 同一の児童について保護者が複数いる場合は、低いランクの区分に該当する保護者のランクを適用する。

別表第2（第4条関係）

基本表（保護者に関する事由）

項目	細目		点数
保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			100
児童福祉の観点から市長が特に保育の必要性が高いと認める場合			200
保護者が労働している場合又は保護者が就学している場合	月労働時間等が160時間以上		100
	月労働時間等が150時間以上160時間未満		95
	月労働時間等が140時間以上150時間未満		90
	月労働時間等が130時間以上140時間未満		85
	月労働時間等が120時間以上130時間未満		80
	月労働時間等が100時間以上120時間未満		75
	月労働時間等が80時間以上100時間未満		60
保護者が妊娠中又は出産後間がなく児童の保育ができない場合			100
保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合	入院	1月以上の入院	100
	自宅療養	常時臥床での療養を要する場合	80
		加療を要する場合	50
	身体障害者手帳等の所持	身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（A1又はA2）又は精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）を所持している場合	100
		上記以外の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合	50
同居の親族を介護し、又は看護している場合	病院等への付添い等が1月に64時間以上ある場合	100	
	自宅において介護し、又は看護している場合	50	

備考

- 1 別表第1の規定によりランクを適用した保護者に係る項目及び細目を適用する。ただし、適用したランクに係る保護者が複数いる場合は、この表の低い点数に該当する保護者の項目及び細目を適用する。
- 2 同一の保護者について該当する項目及び細目が複数ある場合は、高い点数に該当する項目及び細目を適用する。

別表第3（第4条関係）

補正表（世帯等に関する事由）

項目	点数
利用を希望する保育施設を児童の兄弟姉妹が利用している場合又は育児休業の開始時に保育施設を退所した場合で、当該育児休業の終了に伴い入所を希望する世帯	500

特定地域型保育事業所の卒園に伴い当該児童が転所する場合	400
保護者が市内又は市が協定を締結した他の市町村の保育施設の保育士として勤務する世帯で、別表第1に定めるランクがA又はBに該当する場合（転所を希望している場合を除く。）	300
ひとり親世帯	25
同一世帯内に保護者が同じ18歳未満の児童が3人以上いる世帯（多子世帯）	10
同居の親族に身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（A1又はA2）又は精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）を所持している者がいる世帯	15
同居の親族に介護認定を受けている者がいる世帯	10
育児休業の終了に伴い入所を希望する場合で、育児休業を最大期間取得し、延長ができないとき。	10
65歳未満の同居親族に保育できる者がいない世帯	15
生活保護世帯	5
保護者が単身赴任中の世帯	5
以前に入所の申込みをしているが保育施設に入所できず、引き続き翌月に申込みをする場合（1回申込みをする度に加点する。）	5
当該児童又は兄弟姉妹に未納の保育料（各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年条例第14号）第2条第1号に規定する保育料をいう。）があり、市又は保育施設へ納付に関する誓約書等の提出がない場合	-900

備考 この表に該当する項目が複数ある場合は、全てを合算した点数を適用する。